

晋南朝の秀才・孝廉

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2232305>

出版情報 : 史淵. 116, pp.85-114, 1979-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

晋南朝の秀才・孝廉

越 智 重 明

は し が き

漢時代に生じた察挙制の中心をなす秀才、孝廉は魏晋南朝にあっても引続き存在しているが、その察挙制についての研究は比較的少ない。（旧来の研究の代表的なものとして、宮崎市定氏、『九品官人法の研究』の該当部分がある。）これはそのもつ独自性があり目立たないことによると思われる。しかし、それも亦時代の流れのなかにあるだけに、その実態の追求は魏晋南朝時代（以下、六朝という。）の時代の解明に具体的多様性を与えるものである。（以下本稿でいう察挙、察挙制は、とくに断らない際には秀才、孝廉のそれを目指すものとする。）

本稿は西晋時代察挙制が天子の支配権力の独自性の一端を担っていたが、のち家格の固定化―族門制の成立の間はその性格が変化し、秀才の制に基く就官がほぼ次門（だけ）に開かれたものとなって行ったこと、一方、孝廉が族門制を肯定しつつ政治的特権と結びつこうとする後門さらには三五門にとって利用すべきものとなったこと、梁の天監の改革は次門を含む全士人と後門を含む非士人―小人とを区別した上で、全士人層を政治的支配者層に措定し、かつ両者を通じ人才主義をうち出したものであるが、それが察挙制にも現われていること、などを論ずる。またその間に晋時代の察挙の試験成績のつけかた、天監の改革以後の国子学と秀才の制との関連性、南朝になると秀才に挙げられることに、各人の官序における一つの就官を意味する、といった性格が生じたこと、晋時代廉吏が後門に開かれたも

のとなっていたが、南朝に入ると姿を消したと思われること、などにふれる。なお、本稿でいう族門制とは、西晋末家格固定化の大勢のなかに生じた、郷品一—二品を甲族とし、郷品三—五品を次門とし、郷品六—九品を後門とし、一般庶民を三五門とする家格のヒエラルキーのことである（〔古代学第十八巻第一号、拙稿〕、〔東晋南朝の族門制について〕）。

第一節 西晋時代の察举制と天子の支配権力

晋の天子司馬氏はつとに士人層と政治的支配者としての一体感をもつことを政治運営におし出している。魏中期司馬氏の主動性をもって九品官人法に州大中正の制が設けられ、同時に郷品制が創められたが、これはその現われである。しかし、天子としての司馬氏は、士人層を政治的支配者層とし、彼らを国家権力の構成員と措定すると同時に、官界において自らが独自の支配力をもつことをも示している（〔東洋学報第四十八巻第一号〕、〔拙稿、『清華と魏』〕）。支配装置としての晋の國家はこうした二面をもっているわけである。本節は西晋時代九品官人法下家格の固定化が進んでいたが、その反面、天子の支配力に筋を通ずるものとして、選挙制度に一定のわくのなかにおいてではあるが、家格と一応無関係に人才に応じて郷品を与える機能が存在したこと、当時の察举制もその線に沿って理解できる局面があること、をとりあげる。

まず、太学の試験についてであるが、晋書卷六劉卞伝に、

劉卞、字叔龍、東平須昌人也。本兵家子。質直少言。少為臯小吏。…卞從（臯）令至洛、得人太学。試経為台四品吏。

とある。（一般の）兵戸が郷品をもっていたとはとうてい考えられないが、そうした兵戸が大学生となりかつ試経されて台の四品吏となったということは、一般の庶民も亦太学生となり試経されて台の四品吏となりえたのを示唆する。なお、宋書卷四礼志一に、その七千余人という人数から見て当然一般庶民を中心とする太学生について、

晋武帝太始八年、有司奏、太学生七千余人。才任四品、聴留。詔、已試経者留之。其余遣還郡国。

とある。この「才任四品」の四品は右の「台四品吏」の四品と同一内容とすべきである。つぎの記事とあわせ考えると右の「台四品吏」は台の郷品四品のもの就くべき官に就く吏、ということになる。〔劉卞はその官を起家としたであろうから、それは恐らく第八品官であったであろう。〕さて、初学記^{十二}文部紙第七に、

王隱晋書曰、劉卞為四品吏。訪問推^(一)一鹿車黃紙、令卞寫書。卞語訪問、劉卞非為人寫黃紙也。訪問案卞罪、下品二等、補尚書令史。

とある。訪問は州大中正のもとにある官人である。中正の引き下げた品は郷品に違いない。そうすると劉卞は郷品六品になったことになる。晋時代の尚書令史は第八品官か第九品官かであるが、族門制制定以後でいえば後門層（つまり郷品六品―九品のもの）の就くべき官である。従って郷品六品になった劉卞がそれに就くのは、それが族門制制定以前であっても当然のことであつたであろう。なお、晋書劉卞伝には、

〔前略〕訪問令寫黃紙一鹿車。卞曰、劉卞非為人寫黃紙者也。訪問知怒、言於中正。退為尚書令史。或謂卞曰、君才簡略。堪大、不堪小。不如作守舍人。卞從其言。後為吏部令史。

とある。この舎人は公府の舎人のことであろう。晋時代の舎人は第九品官であるが、族門制制定以後でいえば後門層の就くべき官である。

当時上級士人層（門地二品層）は通常州大中正以下の中正を独占していた。郷品六品以下のものは通常士人に入っていないかつたようであるが、右の場合、問題はそれが士人に入っているか否かというよりも、むしろ上級士人層を代表すべき州大中正が中正制度という組織に乗ってもっている郷品決定権が、側面から部分的とはいへ、別の組織を通じて崩されているということである。この太学の試験制度は（國家權力を代表する）天子が官人としての能力を判定し、中正がその判定に基いて郷品を与えるものであるが、かくて西晋の政治上無視できぬ重要性をもっているときれよう。もっとも右に見たように、いったん与えられたそのものの郷品は以後州大中正の掌握下に入るが、それにし

てもやはり最初の決定権が州大中正とは別のところにあったという点で無視できぬであろう。

右はいわば最下級官人層（郷品六品以下の官人層）についてのことであるが、西晋時代上級官人層（郷品二品以上の官人層）のもとにそれよりも下の官人を送りこむ「方法」として寒素への察挙があった。いまそれについて考えてみよう。晋書^{卷九十四}范粲伝に、

元康中、詔求廉讓冲退履道寒素者、不計資、以參選敘。尚書郎王琨乃薦（范）喬曰、喬稟德真粹、立操高潔。儒学精深、含章内奥。安貧樂道、棲志窮巷。簞瓢詠業、長而彌堅。誠当今之寒素、著厲俗之清彦。時張華領司徒。天下所举、凡十七人。於喬特發優論。…僑凡一挙孝廉、八薦公府、再挙清白異行、又挙寒素。一無所就。

とある。右に范喬が寒素に挙げられたとあるが、その際の寒素について、「元康中、詔求廉讓冲退履道寒素者、不計資、以參選敘。」とあって資が見える。資にはいろいろな意味があるが、この資は晋書^{卷九十四}李重伝に見える李重の上奏に、如（癸酉）詔書之旨、以一品贖資、或失廉退之士、故開寒素、以明尚德之挙。

とある場合の資と同一内容と考えるべきであろう。つまり、それは具体的には官人たる資格としての郷品を指している。ところで、晋書李重伝には、「時燕国中正劉沈挙霍原為寒素。」とあるのに続いて、

司徒府不從。沈又抗詣中書、奏原。而中書復下司徒參論。（下略）

とあり、晋書^{卷九十四}霍原伝に、

及劉沈為国大中正、元康中進原為二品。司徒不過。沈乃上表理之。詔下司徒參論。中書監張華令陳準奏為上品。詔可。

とあるが、かくて、寒素に察せられそれが認められるということは、郷品についていえば郷品三品以下（下品）のものゝ郷品二品以上（上品）とするのを意味するとされよう。

ところで、右の晋書范粲伝の記事は西晋の元康中に寒素を挙げさせたとき、尚書郎王琨が范喬を寒素に挙げた記事

であるが、晋書李重伝では、

時燕国中正劉沈挙霍原為寒素。

とあり、また、晋書魏紀紀瞻伝に、紀瞻について、

永康初、州又挙寒素。

とある。州が寒素を挙げたというのは州の刺史が寒素を挙げたと読むべきであろう。これらは相まって、寒素がいろいろの資格をもつ官人によって挙げられたのを察せしめるとされよう。さて、王琨が范喬を寒素に挙げたとき、その本州の名士の意向を聞いたことは窺えない。一方、晋書李重伝に見える李重の上奏には、劉沈が霍原を寒素に挙げたことについて、

始挙原、先諮侍中領中書監華前州大中正後將軍嬰河南尹軼。…如沈所列、州党之議既挙。

とある。この際寒素を挙げるにあたり、その本州の名士の意向を聞いているわけである。これは劉沈が中正の職分にあつたことと間接的に関連があつたのを示唆するが、他例をあわせ考えた際、一般的な形としては、推挙者一人の責任において寒素を挙げるべきであつたのが推測される。ところで、霍原の場合、劉沈が彼を寒素に挙げたにしても、それは国大中正が自ら郷品を与えたというのではなく、国大中正が門地二品でないものを敢て寒素として郷品二品とする書類を司徒府に提出し、司徒府がそれを認めなかつたため、中書省をへて天子に上奏し、結局詔が出て寒素として郷品二品が与えられたというのであるから、たとえ国大中正劉沈が本州の名士の意向を聞いたにしても、この際は官人の本資としての郷品の最終決定権が天子にあつたこと（一般にはその決定が恐らく司徒府に委任されていたこと）を示すものとされよう。かくて、西晋時代寒素の目があつたということは、家格固定化の大勢のなかにあつても、天子の官人支配権が、全面的に郷品上品層（門地二品層）の意向のなかに吸収されてしまつていたのではないのを示していると考えよう。次節で述べる察挙もそうした観点から見ることができる。

第二節 晋時代の秀才、孝廉、賢良などの試験制度（概要）

旧来、秀才などの試験成績については、秀才、孝廉、賢良、試経の合格成績は何れも甲、乙、丙の三等に分れ、丙はさらに上、下に分れていたらしいが、それが郷品の二品、三品、四品に対応させられていたという理解（法の研究）^九が一般に通用しているといえよう。紙数の都合で論述を省略せざるをえないが、秀才などの試験成績に関する私見を述べるにつぎのようになる。

大学の試経については明かでないが、晋時代秀才、孝廉、賢良の試験に合格したものには上第、下第という区別があり、さらにそれぞれに高第があった。就官の官品（ひいては郷品）はその成績によって決定された。その際上第のうちの高第は第六品官（郷品二品）に任せられ、それでないものは第七品官（郷品三品）に任せられた。下第はその高第もそれでないものとともに第八品官（郷品四品）に任せられた。（ただし、その就く官には違いがあった。）さて、南齊書^十謝超宗伝に、

（宋泰始）三年、都令史駱宰議策秀才考格。五問竝得為上、四三為中、二為下。一不合与第。（尚書殿中郎謝）超宗議以為、片辭折獄、寸言挫衆。魯史褒貶、孔論興替、皆無俟繁而後乘裁。夫表事之測、析職之會、豈必委牒、^{ツンデ}方切治道。非患對不盡問。患以恒文弗奇。必使一通峻正、寧劣五通而常。与其俱奇、必使一亦宜採。詔、從宰議。とある。南史^{十一}謝超宗伝に、右の事柄を、

三年、都令史駱宰議策秀孝格。五問竝得為上、四三為中、二為下、一不第。超宗議不同。詔從宰議。

と記しているが、謝超宗は要するに駱宰の意見に反対であったわけである。いま晋書^{十二}紀瞻伝を見ると、尚書郎陸機が秀才に挙げられた紀瞻に策している。晋書^{十三}陸機伝によると、陸機は尚書郎としてはさきに中兵郎ついで殿中郎に任ぜられている。そうすると陸機は尚書殿中郎として紀瞻に策したとされよう。当時謝超宗は尚書殿中郎であるが、

かくて謝超宗は秀才の策を行う当事者として駱宰の新案に反対し、かつそこで自己の案を提出したが、結局駱宰の新案に敗れたということになる。こうした試験成績のつけかたの変化は孝廉、賢良についても同様であったとして大過あるまい。かくて、試験の成績が五問中五問とも合格を上、四問と三問との合格を中、二問だけの合格を下とすることになったのがわかる。この新制が以後いつまで続いたのかはわからない。

ところで、旧来、秀才、孝廉と中正との関係については、秀才、孝廉を挙げるのは州郡の長官たる刺史太守の責任であるが、実際には中正が顧問に当たったことは疑いない。察挙、(賢良のような)制挙の成績点に対して中正が郷品を与えねばならないのであるから、中正は恐らくその答案を審査する権限が与えられていたに違いない。という理解〔九品官人法の研究〕が一般的であるといえよう。しかし、察挙、その試験に中正が関与していたとは考えがたい。いまそれに關する私見の結論部分だけを述べてみよう。

魏晉時代に入ってから察挙の場合、それが地方長官によって行われるにあたりその本貫をかける土地を基準とすることもあればその現住地を基準とすることもある。(察挙が本貫中心主義と現住地中心主義との両者をとっている理由に關してであるが、地方長官の察挙は本来現住者を対象とすべきである。しかし、当時の基本的な選挙である中正による選挙は本貫をかけるところを基準とする。本貫中心主義の察挙は恐らくそうした選挙の主潮流に引きずられて生じたのであろう、ということが推測される。この際、そこに天子の側の察挙者の眼をふやし、以て少しでも広く人材を得ようとする意図のあったことを予測することも十分可能であろう。)なお、孝廉察挙に關する事務は郡の太守の職掌の一つとして、その官属で人事を掌る功曹によって行われたと考えられる。また、秀才察挙に關する事務は州の刺史の職掌の一つとして、その官属で人事を掌る別駕などによって行われていたのであろう。以上述べたように、察挙は本貫をかける州、郡でも僑地の州、郡でも行われたが、それだけに専ら本貫中心の(広義の)人事を行う中正がそれに関与することは想定しがたい。中正はただ試験成績によって天子から与えられた郷品をそのまま受け入れるに過ぎなかったのであろう。

ところで、もともと孝廉に挙げられたものには土地の有力者で人望を集めているものが多かったと考えられる。それだけに察挙されることは人望をえていることの裏返しでもあったとされよう。そうすると、少なくとも西晋時代までについて見た際、（州大中正の制制定以後の）九品官人法下、各中正がその管下の名声あるものを対象にその名声の程度によって郷品を与えるとした場合、それが現実の察挙制と大きく合致するのではないか、という疑問が生ずる。しかし、すでに別稿で述べたように、右の九品官人法の名声に基づく郷品附与はいわば建て前である。つまり、九品官人法下、時流に乗って上級士人層となったものは通常中央官界に基盤をおいたが、それは必ずしもその本質をかける地方の官界のささえを必要としていない。そこでは地方官界は中央官界の高官を出す母胎ではない。州大中正以下の中正は中央官界にあるものの兼任で、それらは上級士人層の利害代表としての性格を強くもっている。それだけに上級士人層にとって土地と結びついたものが、それによって中央官界で栄達するのはむしろ忌むべきであったと考えられる（史綱第百十一輯、拙稿「魏王朝と士人」、東洋史学第二十六輯）。こうしたものであるだけに、九品官人法が、察挙制（とくにそのなかの孝廉察挙制）が現実豪強の中央官界進出の手段となつていて面と相応ずる、といったことはなかったとされよう。それだけに、上級士人層にとって、察挙制はむしろ否定すべき面をもっていたとされよう。（西晋時代の旧典の地名土籍省略は。）

第三節 宋齊時代の察挙の対象者

南朝における察挙制はともに政治身分の世襲性をふまえつつも、宋齊時代と梁陳時代とでかなり大きい相異を示している。本節は主として宋齊時代における察挙をとりあげる。

第一に秀才についてであるが、宋齊時代秀才に挙げられても、その結果として第一流の甲族の起家の清官である秘書郎、それにつぐ著作佐郎などに起家するといったことは殆んど見当らない。ただし、宋書^卷顧覲之伝に、

(願) 愿好字有文辞。於世(祖)大明中、举秀才。对策称旨、擢为著作佐郎太子舍人。

とあるが、これは天子の支配権力の強化につとめた宋の孝武帝による、才能ある甲族に対する特別の措置と考えられる。また、本文後引の梁書張率伝の張率の場合も、起家ではないが、天子の支配権力の強化につとめた齊の武帝による、才能ある甲族に対する特別の措置とされよう。なお、宋時代秀才に挙げられたことを示すものはかなりの数にのぼる。そのなかには甲族か次門かわからないものもあるが、次の二例は甲族の場合であろう。南齊書王融伝に、

王融。字元長。琅邪臨沂人也。祖僧達中書令。曾高並台輔。…举秀才。晋安王南中郎板行参军。坐公事免。音陵王司徒板法曹行参军。遷太子舍人。融以父官不通、弱年便欲紹興家業、啓世祖求自試。(下略)

とある。王融の父王道琰の極官は恐らく廬陵内史(第五品官)であったと考えられる、第五品官の内史は次門の極官でもある。当時軍府の参军は明確な格づけのしにくいものである。また、宋書王微伝に、王微について、

年十六、州举秀才。衡陽王義季右軍参军。竝不就。起家司徒祭酒。

とある。王微の父王縡は太保王弘の弟で、侍中、光祿大夫であった。司徒祭酒の起家は珍らしいものである。恐らくこれも明確な格づけをしにくいものであったのであろう。

さて、梁書裴邃伝に、裴邃について、

齊建武初、刺史蕭遙昌引為府主簿。…举秀才。对策高第、奉朝請。

とある。奉朝請は第六品官であるが、次門の就く官であった。それだけに右は次門が秀才のなかの高第に挙げられ、その結果(旧来でいえば上第のなかの高第にあたる)第六品官に就官をした際も、次門としての官序を出ることのなかった例となろう。ここで南齊書劉楨伝を見ると、

楨初州辟祭酒主簿。宋大明四年、举秀才。兄璩亦有名。先応州举。至是別駕東海王元曾与楨父惠書曰、此歳賢子充秀。州闔可謂得人。除奉朝請、不就。…(袁粲)薦為秘書郎、不見用。除邵陵王郡主簿安陸王國常侍安成王撫軍行

參軍。公事免。

とある。州官起家は通常次門起家の一つの形式をなしている。また王国の官は次門の就くべき官である。一方、秘書郎は甲族の就くべき官である。それだけに右も亦次門の家系の俊秀が秀才に挙げられたが、それによって次門としての官序しかえることができなかった事例となる。つぎに梁書卷三十三孔休源伝を見ると、孔休源について、

（齊）建武四年举秀才。太尉徐孝嗣省其策、深善之。謂同坐曰、董仲舒華令思何以尚此。可謂後生之准也。觀其此

对、足称王佐之才。琅邪王融雅相友善。乃薦之於司徒竟陵王、為西邸学士。梁台建、与南陽劉之遴同為太学博士。當時以為美選。

とある。太学博士は次門の就く官である。それだけにそれは次門が秀才に挙げられた際、美選とされた場合にあってもやはり次門としての官序しかもてなかったのを物語っているものとされよう（次門の官序については、史学研究第九号、拙稿、「梁の」

上級士人層（族門制でいえば甲族層）が察举制離れした理由としては、さきにふれたように、甲族層がどちらかとい

えば察举制に否定的であったこと、南朝に入ると家格の固定化が決定的となったが、それだけに甲族層にとっては、次門同様秀才に挙げられる必要は別になく、また挙げられても何ら榮誉でなかったこと、などがあげられる。また、もし秀才の挙に応じたとすればその試験の成績が現われ、それに応じた起家、就官が開かれる。こうしたことも亦甲族層にとって好ましいことではない。やや例外的に秀才の挙に応じた先の王融、王微の二例にあっては、露骨に家格との対応が示されない官に就いているが、これもそうしたことの関連において見るべきであろう。また、秀才の試験内容は時事に及んでいる。複雑な世に処するための常識として時事にかかわらないことをモットーとする甲族層が秀才の試験をうけ自己の政治信条などを述べざるをえなくなるのは好ましくないことであつたであろう。それにもかかわらず甲族のなかにあえて秀才の挙に応じたもののいた理由であるが、その一つとして、恐らく王融について想定されるように、自己の顕示があげられよう。他の一つとして、それと関連するが、年少であるにもかかわらず対策に

十分応じられるだけの才能のあるのを示すことが考えられる。梁書^七陸倕伝に、齊時代のこととして、

倕少勤学、善属文。…十七、举本州秀才。刺史竟陵王子良開西邸、延英俊。倕亦預焉。辟議曹從事參軍廬陵王法曹行參軍。

とあり、梁書^十伏挺伝に、伏挺について、

及長有才思、好属文。為五言詩、善効謝康樂体。父友人樂安任昉深相歎異。常曰、此子目下無雙。齊末举秀才。对策為當時第一。…高祖見之甚悅、謂曰顔子。引為征東行參軍。時年十八。

とあり、梁書^十劉之遴伝に、齊時代のこととして、

之遴八歲能属文。十五举茂才、对策。沈約任昉見而異之。起家寧朔主簿。

とある。右のなかに次門も入っているかも知れないが、何れにしても年少で秀才に挙げられるのが、その学識等を識者に示す好機となるべきを察せしめるであろう。さきに見た王微の場合も、宋書王微伝に、

微少好学。無不通覽。善属文、能書畫、兼解音律医方陰陽術数。

とある。王微にあっても秀才の举に応ずることはその才能を示す機会となりえたのであろう。

さて、宋書^九隱逸伝中の宗炳伝を見ると、宗炳について、

刺史殷仲堪桓玄竝辟主簿、举秀才。不就。

とあり、その劉凝之伝に、劉凝之について、

州三礼辟西曹主簿、举秀才。不就。

とあり、その翟法賜伝に、翟法賜について、

州辟主簿、举秀才。右參軍著作佐郎員外散騎侍郎。竝不就。

とあり、南齊書^{十五}封延伯伝に、封延伯について、

州辟主簿、举秀才。不就。

とあるのを始めとして、秀才に挙げられたが「不就」であったとする史料がかなりある。ところで、前引の南齊書劉璉伝の場合や右の翟法暘伝の場合や、宗炳伝に、宗炳について、

臨川王義慶辟為祭酒主簿。竝不就。

とあるものに見られるように、官に就かなかつた際「不就」と表現されるが、秀才に應じなかつたことについても同様の表現がなされているわけである。これは秀才に挙げられることがそのものの官序における一種の就官的性格を強めていたのを察せしめる。果して、通典選_{卷六}举四雜議論上に、

武帝天監中、（述）約又上疏曰、頃自漢代、本無士庶之別。自非仕宦、不至京師。罷公卿牧守、並還鄉里。小人瞻仰、以成風俗。且鬻校菴布、伝経授受、皆学優而仕。始自鄉邑、本於小吏、幹佐方至文学功曹。積以歲月、乃得察举。人才秀異、始為公府所辟。遷為牧守、入作台司。漢之得人、於斯為盛。今之士人、並聚京邑。其守土不遷、非直愚賤。且当今士人繁多、略以万計。常患官少才多、無地以処。秀才自別是一種仕官。非若漢代取人之例也。假使秀才对五問可称、孝廉答一策能過、此乃雕虫小道、非関理功得失。以此求才、徒虚語耳。

とある。ここでは当時の秀才が仕官の一種とされている。（それは恐らく孝廉についてもいえることであろう。）なお、秀才に挙げられること自体が一種の就官となつた過程についてであるが、秀才（孝廉）に挙げられたものを為政者の人氣取り、動乱などによって試験をしないで官に任ずることがあった。すなわち、晋書王接伝に、西晋時代のこととして、

是歳、三王義举、惠帝復阼。以国有大慶、天下秀才、一皆不試。接以為恨。除中郎。

とある。また、晋書孔恒伝に、

先是、以兵乱之後、務存慰悦遠方。秀孝到、不策試、普皆除署。至是帝申明旧制、皆令試經。有不中科、刺史太守

免官。太興三年、秀孝多不敢行。其有到者、並託病。帝欲除署孝廉、而秀才如前制。坦奏議曰、…帝納焉。孝廉申至七年、秀才如故。

とある。晋書^十 甘卓伝には、右と関連した記事をのせ、

中興初、以辺寇未靜、学校陵遲、特聽不試孝廉、而秀才猶依旧策試。…卓於是、精加隱括、備礼、举桂陽谷儉為秀才。儉辞不獲命。州厚礼遣之。諸州秀才聞当考試、皆憚不行。唯儉一人到台。遂不復策試。儉恥其州少士、乃表求試。以高第除中郎。

とある。この高第は下第のなかの高第とすべきである。孔怛伝の記事は秀才、孝廉に挙げられたものが、もはや試験をしないで任官されるのを当然とする風が生じていたのを察せしめる。こうしたことはのちのち秀才（孝廉）に挙げられたのが一種の就官となるのに機能したとされよう。（動乱のため東晋朝が始め試験を免除した）
（この点については、『九品官人法の研究』）

ところで、地方長官の察举する秀才が通常次門層の就くべき一種の就官になったとすれば、他に地方長官などが推挙するものなかに、甲族の就官を意味するものが生ずることが予想される。ここで宋書^{十一} 郭世道伝を見ると、

会稽貴重望計及望孝。盛族出身不減秘著。太宗泰始七年、（会稽太守蔡）興宗欲举山陰孔仲智長子為望計、（郭）原平次息為望孝。仲智会士高門、原平一邦至德。欲以相敵。会太宗別敕用人。故二選竝寢。

とある。会稽郡は天下の大郡であるが、右は会稽郡が盛族を望計、望孝に察举した際その望計、望孝として起家することが、秘書郎、著作郎として起家することと同質となったのを示している。（ただし、蔡興宗は別の観点から望孝をあげたわけである。）（この際の起家は恐らく試験を経ないものであったのであろう。）

ちなみに、梁書^{卷六} 蕭琛伝に、

琛年数歳、従伯惠開撫其背曰、必興吾宗。琛少而朗悟。有縦横才弁。起家齐太学博士。時王儉当朝。琛年少未為儉所識。負其才氣、欲候儉。…儉与語大悦。儉為丹陽尹、辟為主簿。举為南徐州秀才。累遷司徒記室。

とあり、梁書^{十三}張率伝に、

率年十二能属文。常日限為詩一篇。稍進作賦頌。至年十六、向二十許首。…起家著作佐郎。（卷）建武三年举秀才、除太子舍人。与同郡陸倕幼相友狎。常同載詣左衛將軍沈約。適值任昉在焉。約乃謂昉曰、此二子後進才秀、皆南金也。卿可与定交。由此与昉友善。

とある。太子舍人は甲族の就く清官である。前者は次門、後者は甲族の場合であるが、それらは才能あるものにとつて秀才がその才能を示すべき機会を与えられるものであることと、秀才がそれなりに一つの官序をなすものであることとのかねあいにおいて理解すべきものであろう。

第二に孝廉についてであるが、晋書^六陶侃伝に廬江太守張夔が陶侃を孝廉に挙げたことについて、

夔察侃為孝廉。至洛陽。…除郎中。伏波將軍孫秀以亡国支庶、府望不顯。中華人士恥為掾屬。以侃寒官、召為舍人。

とある。寒官は族門制定以後でいえば後門の就くべき官である（史学雜誌第七十四編第七号、拙稿）。六朝における官人の身分はその起家の官によって規制される局面がある。寒士として起家したものがたとえ甲族の就く官に就いても依然として寒士であった（「梁の天監の改」のほそれをよく物語っている。もともと県の散吏（流外）であった陶侃は、流外に起家したものとして寒官たる官序をもっていたものであり、それだけに郎中に除されても一面で族門制定以後でいう（甲族）次門のような官人身分ではなかったことが想定される。蓋し右はそうした意味で寒官という表現をしているのであろう。なお、舍人は族門制定以後でいえば後門の就く官である。また、晋書^六王遜伝に、王遜について、

仕郡。察孝廉、為吏部令史。

とあり、晋書^六虞溥伝に、虞溥について、

郡察孝廉、除郎中。補尚書都令史。

とある。尚書省の吏部令史、都令史は族門制制定以後でいうと後門層の就くべきものである。それだけにこの王遜、虞溥の場合もさきの陶侃のような身分のものの事例であるとされよう。また、晉書崔遊傳に、崔遊について、

魏末、察孝廉、除相府舍人。出為氏池長。甚有惠政。以病免。遂為癡疾。泰始初、武帝錄紋文帝府僚屬、就家拜郎中。

とある。これは孝廉に察せられても相府舍人に任ぜられたことを示す例である。

ところで、陶侃伝には、陶侃が舍人とされた記事に続けて、

時予章國郎中令楊暉侃州里也。為鄉論所婦。侃詣之。：与同乘見中書郎顧榮。榮甚奇之。吏部郎溫雅謂暉曰、奈何与小人共載。暉曰、此人非凡器也。尚書案広欲会荆揚士人。武庫令黃慶進侃於広。或非之。慶曰、此兒当遠到、復何疑也。

としている。これは孝廉に察せられ郎中に除されても、流外起家―後門の場合それが必ずしも社会身分の改変をもたらさなかつたのを示している。また、晉書鳩光逸伝を見ると、光逸は初め博昌県の小吏となりのち門亭長となつている。門亭長は後門層の就く流外官である。ところが同伝に、彼について、

後举孝廉、為州從事。棄官投（胡母）輔之。輔之時為太傅（東海王）越從事中郎。薦逸於越。越以門寒而不召。越後因閑宴、責輔之無所举薦。輔之曰、前察光逸。公以非世家、不召。非不举也。越即辟焉。書到、郡県皆以為誤。審知是逸。乃備礼遣之。

とある。州従事は本来下級士人の就くべき官である。恐らく光逸は州従事となつてもその才能をのばすことができなかつたのであろう。また、宋書九潘綜伝に、東晋宋初の潘綜について、彼が左民令史に補されたのち、孝廉に挙げられたのを記している。これは後門が孝廉に挙げられた事例となろう。

このように見てくると、孝廉は一般的にいつて、族門制制定以後でいう甲族、次門の官序の過程に現われるべきも

のではなく、非士人（「小人」庶）たる後門がそれに察せられるものとなったが、彼らが孝廉に察せられても、それが本来の社会身分を士人に改める「手段」となるものでなかったとされよう。

ところで、すでに別稿（拙著『魏晉南朝の政治』と社会 第三節第二章）で述べたように、宋中期以後富裕な三五門で軍勲をたてて後門層に就くべき官をえたと偽り、以て徭役を免かれたものが多くなつた。孝廉が事実上後門層を対象とするものであれば、その際孝廉の制も亦何らかの形でそれに関係すべきが予測される。ここで宋書^魏袁粲伝を見ると、袁粲について、

（大明）三年、坐納山陰民丁家文貨、举為会稽郡孝廉、免官。

とある。大明三年にはすでにさきの偽濫が盛んに行われていたが、袁粲は右の孝廉察挙に何らかの形で関連していたのである。民丁というのは三五民丁（三五門の丁）と考えられる。このことはさきの推測をささえるところがある。さて、宋書^魏孝義伝には、恐らく三五門と思われるもので孝を以て孝廉に察せられた人物がいくつも出ている。

そのなかの郭氏の場合、祖父郭世道、父郭平原、子郭伯林が何れも孝廉に察せられているが、郭世道について、「家貧無産業、傭力以養繼母。」とあり、郭平原について、「自売十夫、以供衆費。」とあるものなどから見ても貧しい三五門であったと推定される。また、呉達も孝廉に察せられているが、傭賃を以て生計をたてていたと思われるのからみて貧しい三五門であったと推定される。何れにしてもそれらが甲族、次門であったとはとうてい考えられない。

ただし、次門もときとして孝廉に挙げられている。すなわち、南齊書^魏良政伝中の孔琇之伝に、

琇之初為国子生。举孝廉。除衛軍行参軍員外郎尚書三公郎。

とある。員外郎就官は次門の官序である。右は孔琇之が国子学のなかの太学に国子生として在学し、その在学中（あるいはそれを卒えてから）孝廉に挙げられたのを示している。この点についてはつぎのような理解が可能であろう。

次節で述べるように、斉時代国子学のなかの太学で次門が太学生となつた場合、秀才の高第となれば次門としての就官をした。その点と国子学のなかの太学が次門に開かれているものである点とをあわせ考えると、右は次門が太学

生となっていたため、何らかの理由で孝廉に挙げられたけれども、太学生たる身分に基いて、(試験があったかどうか) わからないが何れにしても、) 次門としての就官をした。

なお、孔琇之が孝廉に挙げられた背景はわからないが、彼は吏能があったとされている。それだけに本人あるいは第三者がそうしたことに関する才能を示す意図をもったところにそれが生じたのかも知れない。また、南齊書^{卷五十二}文学伝中の丘巨源伝に、

巨源少举丹陽郡孝廉。為宋孝武所知。大明五年、敕助徐爰撰国史。(下略)

とある。丘巨源が孝廉に挙げられた際、彼に出世しようとする欲望が強かったこと、甲族が秀才に挙げられた理由の一つに自己の顕示があったことをあわせ考えると、その学識を示して世に用いられようとする彼の意図が大きく働いていたとして差支えなからう。この丘巨源の家格は不明であるが、せいぜい次門どまりであろう。

ここで廉吏にふれておく。漢時代の廉吏については、つとに浜口重国氏の考察がある(浜口重国氏、『秦漢隋唐史の研究』^{附録二}漢代の孝廉と廉吏)が、六朝の廉吏は漢時代のものと同性格を異にする。それは族門制制定以後でいえば後門層にあたる身分階層が主対象となり、それだけにその察挙の結果与えられる郷品も普通六―九品であったようである。ただし、南朝になるとそれは見当らなくなるようである。この点については、南朝になって後門層の就官が就役的一面をもつ(隋書^{卷二十五}刑法志)につれ、もはや廉吏の存在意義がなくなり、それだけに史上から姿を消した、ということが想定されよう。

第四節 梁陳時代の秀才、孝廉

梁の武帝は甲族層のほかに次門層をも明確に政治的支配者層に措定し、それと同時に有為有能の人材を士人(つまり甲族、次門)と庶(つまり後門、三五門)とのわくのなかにおいて登用するにつとめた。これはすでに見た通りである(『梁の天監の改』^{並と次門層})。察挙とくにそのなかの秀才について考えた際、右との関連において齊時代までと梁陳時代とでかなり

大きい変化がある。本節は主として梁陳時代のそれを取りあげ、あわせて梁陳時代の国子生を取りあげる。

まず秀才の試験成績の評価が変わったことについてであるが、文選王元張、永明九年策秀才文五首の最初に、
 問秀才高第明経。

とあり、同、永明十一年策秀才文三首に、

問秀才。

とある。最初の文に「秀才高第明経」とあるのは、秀才のなかに高第と明経との科が生じたのを物語っているかの如くである。しかし、後引の梁書徐勉伝に、斉時代の国子生についてであるが、「射策举高第。」とある。これは国子生として射策（試験）を受け、その結果として高第に挙げられたということである。のちに述べるところに自ら明かなように、秀才の試験のありかたと国子生の試験のありかたとは相応じ相関連するところが多い。こうしたことを考えると、右の「秀才高第明経」は秀才として試験を受け、高第と明経とにされたもの、ということになる。ここで漢魏六朝一百三家集何記室集、与建安王謝秀才牋を見ると、

州民泥塗何遜死罪。即日被板、以民充年秀才。…将以允応貢選、待問金門。上第甲科、既慚髣髴。（下略）

とある。この建安王は梁の建安王偉（のちの南平王偉）とすべきである。何遜は東海郡郟県の人であるから、彼が建安王偉から秀才に挙げられたのは天監四年から同五年までの王が南徐州刺史であったときのこととされよう。この記事は秀才の試験結果として甲科とされるものがあったのを示している。そうすると、梁初、（天監四、五年の交、）秀才に挙げられ合格した際、一応甲科、高第、明経の三つのうちの何れかとなったとされよう。さて、梁の国子生の試験結果には甲科、高第、明経の三つがある（【九品官人法の研究】）。高第は明経よりも上である。それらと甲科との上下関係であるが、

梁時代その甲科となったものに、南海王大臨、南郡王大連、長沙王孝儼がある。南海王大臨、南郡王大連はともに武帝の孫、簡文帝の子で、甲科としてともに中書侍郎を拝している。長沙王孝儼は武帝の兄の孫で甲科として秘書郎に

除されている。国子生としての高第は一般的にいつて秘書郎となる。中書侍郎は流内第九班で秘書郎とは比べものにならないほどの高官である。かくて甲科は高第（及び明経）よりも上位であったとされよう。このことは、秀才の甲科、高第、明経についても同様なるべきを察せしめる。なお、さきの「上第甲科」は蓋し甲科が上位にあったところに出ているのであろう。（梁書^{卷四}南海王大臨伝には、南海王大臨について、「後入国学、明経。射策甲科、拜中書侍郎。」とある。この「明経」は衍でなければ経を明かにする、といった意味となる。こうした点は後考をまつこととする。）

ところで、第二節で見たように、宋の泰始三年秀才の試験成績の判定に改変があり、五問全部合格が上、四問・三問合格が中、二問合格が下、一問だけでは不合格となった。右はそうした試験の方法が大きく変化したのを物語っているとされよう。

さて、梁時代になると秀才に挙げられ、第一流甲族の起家の家である秘書郎、著作佐郎クラス（梁陳時代の甲族起家の官をめぐってについては史綱第九十七輯、拙稿一）に起家することが生ずる。梁書^{卷三}蕭子恪伝に、

（蕭）愷初为国子生、对策高第。州又举秀才。起家秘書郎。

とあり、梁書^{卷四}王規伝に、王規について、

州举秀才。郡迎主簿。起家秘書郎。

とあり、梁書^{卷五}王規伝に、王褒について、

弱冠举秀才、除秘書郎太子舍人。

とあり、梁書^{卷六}張嶷伝に、張嶷について、

州举秀才、起家秘書郎。

とあり、陳書^{卷七}王固伝に、王固について、

举秀才、起家梁秘書郎。

とあるのはそれである。それらは何れも甲族起家と考えてよからう。（ただし、右の王規は秀才に挙げられた結果の起家でない可能性もある。）また、陳書^{十三}陸從典伝に、陸從典について、陳時代のこととして、

年十五、本州挙秀才、解褐著作佐郎。

とある。なお、陳書^{十四}陸琰伝に、陸琰について、梁時代のこととして、

州挙秀才、解褐宣惠始興王行参軍。

とある。これは陸琰が甲族として起家をしたのを示すものである。また、陳書^{十五}陸瓊伝に、陸瓊について、

（陳）永定中州挙秀才。天嘉元年為寧遠始興王府法曹行参軍。

とある。（永定四年は即ち天嘉元年である。）これは陸瓊が甲族として起家したのを示している。

一方、陳書^{十六}虞寄伝を見ると、虞寄について、

弱冠挙秀才、对策高第、起家梁宣城王国左常侍。

とある。王国の官や大学博士起家はそのものが次門であることを物語っている。かくてこれは秀才として高第となつたが次門としての起家をした例とならう。また、梁書^{十三}顧協伝に、顧協について、

起家揚州議曹從事史兼太学博士。挙秀才。尚書令沈約覽其策而歎曰、江左以來、未有此作。遷安成王国左常侍兼廷尉。太尉臨川王聞其名、召掌書記。

とあるが、顧協の秀才についても右と同様のことが考えられよう。

このように見てきた際、梁に入ってから秀才への察挙に甲族、しかもその第一流のものも亦応ずるに至つたのがわかる。梁の武帝の他の政治行為をあわせ見た際これについてはつぎのようなことが理解されよう。旧来次門層としての士人は政治的支配者層としての性格を帯びる反面、甲族層の絶対的優位性の前には政治的被支配者層としての一面をももっていた。梁の武帝は士人に官人的性格を強めると同時に、官人としての士人全体を政治的支配者層とし、そ

うした意味で甲族と次門との一体性をうち出した。その一環として旧来事実上次門にだけ開かれていた秀才の察挙を改めて甲族にも開くようにした。

ところで、官人としての士人全体を政治的支配者層とし、そうした意味で甲族と次門との一体性をうち出すということは、学校制度としての国学の制についてもこれを見ることが出来る。ただし、前者がいわば次門に甲族を加えたものであったのに反し、後者はいわば甲族に次門を加えたものであった。いまその点をとりあげてみよう。

まず国学に入っている次門ひいては次門そのものも亦貴とされたことについてであるが、南史^{十一卷}七儒林伝の「序」に、

(前略) 逮江左、草創日不暇給。以迄宋齊、国学時或開置。而勸課未博。建之不能十年。蓋取文具而已。

とあるが、南齊書^{九卷}礼志一には、齊時代のこととして、

建元四年正月、詔立国学、置学生百五十人。其有位樂入者五十人。生年十五以上二十以還、取王公已下至三將著作

郎廷尉正太子舍人領護諸府司馬諮議經除救者諸州別駕治中等見居官及罷散者子孫。悉取家去都二千里為限。太祖

崩、乃止。

とある。この官の下限は次門と考えられる。また、続いて、

永明三年、詔立学、創立堂宇。召公卿子弟下及員外郎之胤。凡置学生二百人。

とある。この員外郎は(起家のときを除くと)次門の就くべき官である。そうすると齊時代国学には次門及びその子孫も入学できたということになる。ところで、宋書^{十卷}禮恩倖伝の「序」に、

(前略) 歲月遷譌、斯風漸篤。凡厥衣冠莫非二品。自此以遷、遂成卑庶。周漢之道、以智役愚。台隸參差、用成等級。魏晉以來、以貴役賤。士庶之科、較然有弁。

とある。ここでは二品 \parallel 甲族 \parallel (狹義の)士人 \parallel 貴と二品以下 \parallel 次門以下 \parallel (広義の)庶 \parallel 賤という図式が示されている。

る。さて、隋書卷三十三百官志上に、

国学有祭酒一人博士二人助教十人。太学博士八人。又有限外博士員。（梁）天監四年置五经博士各一人。旧国子学生限以贵贱。（梁武）帝欲招来后进。五馆生皆引寒门秀才、不限人数。

とある。ここでは旧来国学に入っていた次門も亦貴とされていたことになる。これは宋書恩倖伝の「序」に見える甲族だけを貴とするものと異っている。六朝にあってはのちの制度的用法を前代に投影することがある（東洋学報第四十卷第（一）号、拙稿「領軍將軍と職」）が、こうした理解は恐らく梁の武帝によって明確にうち出されたものを前代に遡らせたものであろう。何れにしても梁時代及び（その政治体制をうけついで）陳時代、次門も亦貴（族）とされたのを察せしめるに足らう。（ただし、貴には恐らく第十二班以上就官者を指す、より狭義のものもある。それはのちにふれる。）

ここで翻って齊時代の国子生とその官序との関係を見ると、甲族の場合、梁書卷三十三蔡撙伝に、蔡撙について、
選補国子生。举高第、为司徒法曹行参军。

とあり、梁書卷三十三江革伝に、江革について、

选为国子生。通尚書。举高第、起家秘書郎。

とあり、梁書卷三十三蕭洽伝に、蕭洽について、

齐永明中为国子生。举明经、起家著作佐郎。

とある。これらは甲族として起家したのを示している。

さて、さきに見た隋書百官志の記事は国（子）学に太学博士がいたのを示しているが、唐六典卷十三国子監太学博士に、
東晋元帝增置国子博士十六人。谓之太学博士。品服同国子博士。梁置太学博士八人。班第二。陳品第八。秩六百石。

とあり、南齐書卷四十一周顒伝に、周顒について、「転国子博士。兼著作如故。太学諸生慕其風、争事華弁。」とある。こ

したことは国学の国子生のなかに太学生が含まれていたという理解を確実にしよう。ところで、梁書^{七六}江革伝に、齊時代の江革について、

与(弟)觀俱詣太学、補国子生。举高第。…司徒竟陵王聞其名、引為西邸学士。弱冠举南徐州秀才。…解褐奉朝請。とある。その秀才としての起家が奉朝請であるのから見て江革はもともと次門であったとすべきであろうが、そうした江革が太学に詣って国子生となったとある。これは国学の太学生のこととされよう。また、梁書^{七三}徐勉伝に、齊時代の徐勉について、

起家国子生。…射策举高第。補西陽王國侍郎。尋遷太学博士鎮軍參軍尚書殿中郎。

とある。この際次門の国子生が国子学の試験をうけて高第とされたけれども、その就官は次門としてのそれであった、ということになる。この国子生は必ずや太学生のことであろう。かくて、国子生中の太学生が高第とされた際やはり次門としての官しか与えられなかったのが理解されよう。なお、梁書^{七六}賀瑒伝に、齊時代の賀瑒について、

为国子生、举明经。揚州祭酒。俄兼国子助教。歷奉朝請太学博士太常丞。

とあり、梁書^{七三}丘仲孚伝に、丘仲孚について、

齊永明初、選为国子生、举高第。未調、還郷里。…太守徐嗣召補主簿。歷揚州從事太学博士于湖令。

とあるが、これらも亦次門が国子生中の太学生として明经なり高第なりとされたことを示していると考えよう。

梁時代の学生としての起家については宮崎氏が表をつくっておられるが、そこに国子生のうち甲科とされて中書侍郎に起家したもの、高第、明经とされて秘書郎に起家したものが列挙されている(『九品官人』)。これらは何れも甲族起家であったとされよう。ところで、そこには次門が国子生として明经とされ、それなりの起家をしたものが含まれて

いる。陳書^{七三}沈不害伝に、沈不害について、

十四、召補国子生、举明经。累遷梁太学博士。

とあるのがそれである。また、陳書^{卷四十四}岑之敬伝に、岑之敬について、

年十六、策春秋左氏制旨孝经義。擢為高第。御史奏曰、皇朝多士、例止明经。若顔閔之流、乃忠高第。梁武帝省其策曰、何妨我復有顔閔邪。因召入面試、令之敬昇講座。…左右莫不嗟服。乃除童子奉車郎。賞賜優厚。十八、預重雲殿法会。…即日除太学限内博士。

とある。中大通六年太学博士に任ぜられたことから岑之敬は次門であったとすべきであるが、それだけに梁時代にあつても、右で「皇朝多士」と称されている次門の士人は一般に国子生として明经となりえたのに過ぎなかつたのが知られよう。この大勢は恐らく陳時代にあつても変りはなかつたであらう。ところで、陳書^{卷三十三}王元規伝に、

元規少好学。從吳興沈文阿受業。十八通春秋左氏孝经論語喪服。梁中大通元年、詔策春秋、举高第。時名儒咸称賞之。起家湘東王国左常侍。

とある。王元規が沈文阿について業を受けたというのは、恐らく国子助教としての沈文阿について学んだということであらう。さきの岑之敬伝の記事には「皇朝多士、例止明经。」とあるが、この次門王元規の高第は例外的なものであらう。しかしその起家は次門としてのそれである。また、陳書^{卷三十三}戚衮伝に、恐らく国子生に準じた選挙に関するものとして、

衮少聪慧。遊学京師、受三礼於国子助教劉文紹。一二年中、大義略備。年十九、梁武帝敕策孔子正言并周礼礼記義。衮对高第。仍除揚州祭酒從事史。

とある。戚衮が高第とされたのは梁大同三年（中大通元年から八年後）のことである。これは次門が（国子生のそれに準じた）高第とされたが次門としての起家をした例とならう。ただし、陳書^{卷四十四}周弘正伝に、周弘正について、

十五召補国子生。仍於国学、講周易。諸生伝習其義。以季春入学、孟冬应举。学司以其日浅、弗之許。博士到治議

曰、周郎年未弱冠、便自講一經。雖曰諸生、實堪師表。無俟策試、起家梁太學博士。とある。これは国子生が策試のないままに（次門として）太學博士に起家した例である。

ここで梁陳時代資格が固定化しており、その試験結果もまた資格に応じたものであるにもかかわらず甲族を対象として秀才、国子生としての試験を行った理由を考えてみよう。それは結局、人材を常選以上に早い年令で起家させようとする点と、有能な若者がその才能をつとに世の識者に知ってもらおうとする点とが重なりあったところと、次門が明經とされた場合、制度上甲族たりえる可能性を開いたところとにある。まず第一の局面についてはであるが、梁書一巻武帝記上天監四年正月の条に、

癸卯朔、詔曰、今九流常選、年未三十、不通一經、不得解褐。若有才同甘顏、勿限年次。

とあり、隋書百官志上に、

陳依梁制。年未滿三十者、不得入仕。唯經學生策試得第、諸州光迎主簿西曹左奏及經為挽郎、得仕。（得仕、^{（得仕）}）（下略）

とあるが、天監四年以後梁陳時代を通じて官人は三十歳以上で起家するのが通例となっていたと考えられる。ところで、秀才なり国子生の高第なりで起家したものは年齢が少ない。例えば、王褒が弱冠、陸徙典が十五歳、虞寄が弱冠でそれぞれ秀才に挙げられている。また、国子生についていえば、王承が十五歳で高第（梁書十四王承伝）、袁憲が恐らく十五歳で高第（陳書七袁憲伝）、蕭乾が十五歳で明經（陳書十一蕭乾伝）、岑之敬が十六歳で高第、王元規が十八歳で高第、戚衮が十九歳で高第とされている。また、秀才なり国子生の高第なりとされたものの人才が試験によって認められたものとしては、すでに史料をあげたものについていっても、顧協、岑之敬、王元規がある。ちなみに、陳書十一戚衮伝に、前引のように、

衮少聰慧。遊學京都、受三礼於国子助教劉文紹。一二年中、大義略備。年十九、梁武帝勅策孔子正言并周礼礼記義。衮对高第。仍除揚州祭酒從事史。

とある。これは、学力のある次門が試験の結果国子生に準じ高第とされた事例である。なお、梁書卷四華幼孤貧、好学。年十四召補国子生。通周易。既長、徧治五經。与平原明山廣会稽賀瑒同業友善。起家齐予章王国侍郎。…華博涉有機弁。説経析理、為当时之冠。

とある。これは齊時代次門で人才あるものがつとに国子生とされた例である。

右をさきに見たところとあわせ考えると、すでに齊時代秀才には人才あるものに少くして官人たるべき資格を与えるもの、という傾向があつたが、梁時代になると人才主義が強化され、その一環として秀才の制なり、それと基底を同じくするところのある国子生の高第、明経の制なりが大きくとりあげられるようになった。ということがいえる。それは皮肉ないかたをみると、それらに挙げられると、個人的に人才がなくても人才あるものとして三十歳よりも若く起家できる「資格」が与えられる。ということにもなる。

つぎに第二の点についてであるが、梁書卷四賀瑒傳に、瑒殊について、

伯父瑒步兵校尉。為世碩儒。瑒幼、瑒授其経業、一間便通義理。瑒異之。カッテ常曰、此兒当以明経致貴。

とある。梁書卷四賀瑒傳によると、瑒は齊時代国子生となり明経に挙げられ次門としての官序を歩んでいた。のち梁の天監七年步兵校尉（流内第七班）・領五経博士（流内第六班）となり、同九年卒している。またその子の賀革は次門として起家している。これから見てこの賀氏一族はせいぜい次門であつたと推定される。さて、宋齊時代周知のよりに第三品官以上を貴、第四品官を通貴とした。ところで、天監七年の官制改革時第三品官を流内第十四―第十班、第四品官を流内第十一班・第十班としたが、その際第十二班と第十一班との間に大きい線が引かれ、たとえ次門出身であっても第十二班以上になるとそのものがすべて制度上甲族となり、その子孫が制度上甲族となりえた（「梁陳時代の甲族」）。蓋し右の貴はこうした大勢のなかに生じたもので、旧来同様甲族を貴とし、かつそれが独占的に占める流内第十二班以上をも貴とすることが生じたが、その貴を指しているとして大過なからう。（この際、第三品官で流内第十一

班・第十班となったものは、貴から切り捨てられた、とすべきである。賀琛は天監元年に二十歳ぐらいであった。彼は現実に明経とされたことはないが、のち太府卿（流内第十三班）となっている。このように見てくると、天監の改革以後、人才ある次門が明経となることは、将来制度上の甲族化―貴達の可能性を含むこととなったといえよう。右は要するに、梁の武帝が士人層を官人層として把握し、そこに人才主義をうち出そうとした意図がまがりなりにも現われたものといえよう。

ちなみに、梁書卷三徐勉伝に、齊時代の徐勉について、

起家国子生。射策举高第。補西陽王国侍郎。尋遷太学博士。鎮軍将军尚書殿中郎。

とある。南史卷一徐勉伝にはこのことを、

年十八、召为国子生。射策甲科。起家王国侍郎。補太学博士。

と記している。両者を対比すると、国子生として高第に挙げられたのを甲科となつたとしていること、及び国子生となることをあるいは起家といひあるいは召して国子生と為すといつてゐることがわかる。前者については当時の制度的用法としてはそれが高第であつたが、のち最も高い成績をえたのを甲科とするようになったのをそれに投影して甲科といった、として理解されよう。後者については、召されて国子生となるのを新たに起家とすることが生じたが、それは国子生が一種の就官（少なくとも官人となるべき資格）としての性格を帯びてきたからである、として理解すべきである。こうしたことは秀才が一種の就官となつてきたのと相応するものでもある。なお、梁書卷三張緬伝に、張緬について、

年数歳、外祖中山劉仲德異之。嘗曰、此兒非常器。為張氏宝也。召補国子生。起家秘書郎。出為淮南太守。時年十八。高祖疑其年少未閑吏事。乃遣主書、封取郡曹之案。見其斷決允愜、甚称賞之。

とあり、梁書卷三張緬伝に、張緬の第三弟張績について、

出後従伯弘籙。弘籙高祖舅也。梁初賜廷尉卿（第三品官）。繼年十一、尚高祖第四女富陽公主。拜駙馬都尉、封利亭侯。召補国子生、起家秘書郎。時年十七。

とあり、梁書^{十四}張綰傳に、張綰の第四弟張綰について、

初为国子生、射策高第。起家長兼秘書郎。

とある。張綰の長兼秘書郎起家は国子生として高第とされた結果であるが、張綰と張綰との秘書郎起家については、年少で起家するための一種の資格として国子生となり高第（など）とされたことも一応予測できよう。

このように見てきた際、国子生となること乃至それによって高第などとされることと、秀才に挙げられることとは官資をえる、という面での同質性をもつに至ったといえよう。梁書^{卷_{十五}}蕭子顯傳に、

（蕭）愷初为国子生。对策高第。州又举秀才。起家秘書郎。

とある。この記事はそうした観点から、二重に官資を保証されたと読むことが可能であろう。

つぎに孝廉についてであるが、陳書^三沈文阿傳に、沈文阿について、

察孝廉、為梁臨川王国侍郎。

とある。この臨川王は武帝の弟臨川王宏である。これは次門が孝廉に察せられ、次門の官序に応じた起家をした事例とされよう。梁陳時代孝廉に挙げられた実例は他に殆んど見当らない。しかし、隋書^{十一}地理志下揚州に、

予章之俗、頗同吳中。其君子善居室、小人勤耕稼。衣冠之人、多有数婦。暴面市廛、競分銖、以給其夫。及举孝廉、更要富者、前妻雖有積年之勤、子女盈室、猶見放逐、以避後人。

とある。隋書地理志の性格、孝廉の存続期間などから考えて、右は主として六朝のことを指しているとすべきであろう。この記事は孝廉が六朝末まで生きて機能していたのを察せしめるところがある。

ここで梁の天監四年に設けられた五館の館生について考えておこう。ここでとくにとりあげたいのは五館の館生が

後門、三五門を対象としたと思われることである。前引のように隋書百官志上に、梁時代のこととして、

天監四年、置五館博士。旧国子学生限以貴賤。(梁武)帝欲招來後進。五館生皆引寒門雋才、不限人數。

とある。この国子生が次門を含む以上、その五館生は自ら後門と三五門ということになる。さて、南史十七儒林伝の「序」に、

天監四年乃詔開五館、建立国学。給以五經教授。置五經博士各一人。於是平原明山賓、吳郡陸璣、吳興沈峻、建平嚴植之、会稽賀瑒補博士、各主一館。館有數百生。給其餼粟。其射策通明者、即除為吏。於是懷經負笈者雲會矣。とあり、梁書二卷武帝紀中天監八年五月の条に、

壬午、詔曰、：其有能通一經、始末無倦者、策實之後、選可量加敘錄。雖復牛監羊肆、寒品後門、隨才試吏。勿有遺隔。

とある。この「牛監羊肆」は三五門、「寒品後門」は後門を指しているとすべきであろう(「魏晉南朝の終下級」百僚版に就いて)。この兩記事は相まって後門、三五門のものが五館生として一經に通じた場合、策試ののちその才能に応じて吏に除されることになったのを示しているとされよう。なお、梁書七賀瑒伝に、五經博士であった賀瑒について、

瑒於礼尤精。館中生徒常百數。弟子明經対策至數十人。

とあって、梁時代五館生の対策の結果として明經のあったのがわかる。しかし、これらの場合を含め梁時代後門、三五門(つまり、社会身分上は庶であるもの)が高官となったことは殆んどない。ちなみに、梁書卷三十八の朱异と賀琛との列伝のあとに、

陳吏部尚書姚察云、夏侯勝有言曰、士患不明經術。經術明、取青紫、如拾地芥耳。朱异賀琛並起微賤、以經術達時、致於貴顯。符其言矣。(下略)

とある。朱异については、梁書卷九朱异伝に、天監元年のこととして、

旧制、年二十五、方得积褐。時异適二十一。特敕、擢為揚州議曹從事史。…俄兼太学博士。

とある。当時二十五歳で始めて起家できるのは次門である（「魏晋南朝の身分階級」）。朱异は本来次門であるが、賀琛も亦次門

出身である。彼らとともに第十三班（以上）に昇っている。従って右の貴顕は恐らく流内十二班以上についていって

いるとされよう。ところで、前引の隋書百官志上には五館生に寒門雋才を引くとしている。（寒門にはいくつかの意味

があるが、）いままで見てきたところから、この寒門は後門、三五門を指すことになる。さて、南史十六陳慶之伝に、

梁世、寒門達者、唯慶之与俞棗。棗初為武帝左右。帝謂曰、俞氏無先賢。世人云、俞錢非君子所宜。改姓喻。棗

曰、当今姓自於臣。歷位雲旗將軍安州刺史。

とある。沈慶之は諸州の刺史などとなり、死後左衛將軍（流内十八班制の第十二班）を贈られている。俞棗の就いた雲麾

將軍は武官の流内二十四班制の第十八班である。俞棗の官人としての地位はほぼ沈慶之に匹敵するのであろう。な

お、梁書七張纘伝に、甲族張纘が三十歳より前に長兼侍中となったことについて、

遷尚書吏部郎。俄而長兼侍中。時人以為早達。

とある。侍中は流内十八班制の第十二班である。右の達とこの達とは同一内容である。（こうした達は貴達と同じもので

ある。）右の寒門を次門以下と解したのではないままで、の考察と一致しない。この寒門は次門より下の後門なり後門と

役門となりを指すべきである。この寒門の用法は前引の隋書百官志上の寒門と基本的に合致するものである。こう

した寒門の実態は、全士人層だけを政治的支配者層とする、ただし、例外的に後門、三五門の雋才をも挙用する、と

いう梁の武帝の基本方針にたつて理解すべきであらう。

（長崎大学教育学部社会科学部研究報告第二十号、矢野主税氏、「木籍地と土断、秀孝及び中正について」において矢野氏が示された

高見は、筆者の私見と大きく違っている。この点は別の機会にとりあげる。）